

○松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程

平成20年2月14日選挙管理委員会告示第2号

松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、選挙啓発のために松阪市の小中学校における児童会又は生徒会等が行う選挙に対して、松阪市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の所有する選挙物品を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸し出すことのできる物品（以下「貸出選挙物品」という。）は、別表のとおりとし、使用料は無償とする。

(対象者)

第3条 貸出選挙物品を貸し出す対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校
- (2) 市内の中学校
- (3) その他委員会が特に認める学校又は団体

(使用できる活動の種類)

第4条 貸出選挙物品の貸出しは、その用途は次の各号のいずれかに該当する活動に限り許可するものとする。

- (1) 児童会又は生徒会役員等の選挙のとき。
- (2) 児童又は生徒の学習のとき。
- (3) その他選挙啓発に寄与すると認められるとき。

(貸出日)

第5条 貸出選挙物品は、委員会が業務に支障が無いと認める時に貸し出すことができる。

(借用申請等)

第6条 貸出選挙物品と使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、使用する日の7日前までに、松阪市選挙物品貸出申請書（様式第1号）を委員長に提出するものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項に定める申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、松阪市選挙物品貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(許可の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可を取り消すことができる。

- (1) 緊急かつやむを得ない事由により、貸出選挙物品を公用又は公共用に必要が生じたとき。
- (2) 前条第2項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が、当該貸出選挙物品を第4条各号に掲げる用途に供しないとき。

2 第1項の取消しを行った場合は、理由を示して使用者に通知し、使用者は当該通

知を受けたときは、速やかに貸出選挙物品を返却しなければならない。

（貸出条件）

第8条 貸出選挙物品の使用にあたり、次に掲げる事項を貸出しの条件として付する。

- （1） 貸出選挙物品の借受け及び返却は、公務に支障のないように速やかに行うこと。
- （2） 貸出選挙物品の使用後は、貸出選挙物品を清掃のうえ所定の場所に納品すること。
- （3） 貸出選挙物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその日時、場所及び箇所を委員長へ選挙物品損傷等報告書（様式第3号）により報告すること。

（目的以外の使用等の禁止）

第9条 使用者は、貸出の承認を受けた目的以外の目的で貸出選挙物品を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（損害賠償）

第10条 使用者は、貸出選挙物品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があったものと委員会が認めるときは、この限りではない。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

別表 貸出選挙物品一覧表

貸出選挙物品	貸出限度数量（1箇所）
投票箱（幅38 c m×奥行40 c m×高さ40 c m 程度／鍵付）	5
投票箱の置台	5
記載台（3人用／照明、コード、クリップ含む。）	5
記載台（1人用／照明、コード、クリップ含む。）	5

様式第1号（第6条関係）

松阪市選挙物品貸出申請書

年 月 日

（宛先）松阪市選挙管理委員会

申請者 団体名
（代表者）住 所
氏 名

松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

投票箱			個	
投票箱の置台			台	
記載台	3人用	台	1人用	台
貸出期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）			
使用予定日	年 月 日（ ）			
使用目的	（該当する項目に○をつけ、必要事項を記入してください。） 1 児童会又は生徒会役員等の選挙 2 児童又は生徒の学習 3 その他（ ）			
担当者名／連絡先			TEL	

（注）ご希望にそえない場合や、選挙時には貸出しできない場合があります。

決 裁 欄					

返還確認	
年 月 日	

様式第2号（第6条関係）

松阪市選挙物品貸出許可書

年 月 日

様

松阪市選挙管理委員会
委員長

松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程第6条第2項の規定により、次のとおり許可します。

投票箱			個
投票箱の置台			台
記載台	3人用	台	1人用
貸出期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
使用予定日	年 月 日（ ）		
使用目的	1 児童会又は生徒会役員等の選挙 2 児童又は生徒の学習 3 その他（ ）		

（注）数量に限りがあるため、ご希望にそえない場合や、選挙時には貸出しできない場合があります。また、松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程第7条の規定により許可を取り消すことがあります。

なお、貸出選挙物品の使用等に当たっては、松阪市選挙啓発のための選挙物品の貸出規程第8条の規定を遵守してください。

様式第3号（第8条関係）

選挙物品損傷等報告書

年 月 日

（宛先）松阪市選挙管理委員会

申請者 団体名
（代表者） 住 所
氏 名

貸出しを受けた選挙物品を ☐ 損傷 ☐ 滅失 しましたので、松阪市選挙啓発のため
の選挙物品の貸出規程第8条第1項第3号の規定により報告します。

投票箱	個のうち 個を 損傷 / 滅失			
投票箱の置台	台のうち 台を 損傷 / 滅失			
記載台	3人用 台のうち 台 を損傷/滅失	1人用 台のうち 台 を損傷/滅失		
損傷又は滅失の 日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分			
損傷又は滅失の 場所				
使用の状況 (具体的)				
損傷又は滅失の 状況 (具体的)				

決 裁 欄					